

# 身体障害者福祉協会浜中町分会

規 約

釧路支庁地区身体障害者福祉協会浜中町分会

規 約

第1条 本会は、釧路支庁地区身体障害者福祉協会浜中町分会と称する。

第2条 本会の事務局を浜中町社会福祉協議会事務局に置く。

第3条 本会は、浜中町内に居住する、身体障害者（身体障害者福祉法による手帳交付者）又は、同等以上の障害者で本会の趣旨に賛同する者を以て組織する。

第4条 本会は、前条にかかる者の福祉を増進し、且つ、会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 身体障害者福祉法のうち、本会が関係し得るすべてのこと。
2. 物品販売、収益事業等によりこれが利益を以て会員の福祉を図り得る事業。
3. 会員の文化向上、福利増進のため講習会及び管内、外の諸団体等との親睦交流を図る。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第6条 本会に入会を希望する者は、事務局において所定の手続きを行う。

第7条 本会の会議は、総会、理事会とし会長がこれを招集し、会議の議長となる。

**第8条** 本会の総会は、定例総会、臨時総会とし、会員の出席者をもって成立する。

2. 定例総会は毎年年度始めに開催し、前年度事業、決算報告をし、新年度の事業計画、予算等重要事項を審議する。
3. 臨時総会は理事会に於いて必要と認めたとき、又は会員の2分の1以上の要求があったとき、これを招集する。

**第9条** 本会の会務を処理するため次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 2名、 理事 若干名、 監事 2名

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は会務執行の任に当たり、これを審議する。
4. 監事は会計を監査する。

**第10条** 前条の役員は、総会に於いて選任し、各役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

**第11条** 本会に顧問を委嘱することができる。

**第12条** 本会の運営経費は、町補助金、会費、寄付金、その他を以てこれに充当する。

**第13条** 本会の会費は年額1,500円とし、定められた方法において納入する。

2. 会費の未納が特別な理由がなく3年続いた場合は退会処分とする。

第14条 本会の役員及び会員が会の用務で出張した場合は旅費を支給する。

- 1) 役員及び会員が町内で行う会議のため、その居住する小学校通学区域を離れた場合、車馬賃実費のみ支給する。但し、総会、部会出席には旅費は支給しない。
- 2) 町外に出張した場合は、日当 2,000 円とし、車馬賃並びに宿泊費について予算の範囲内で実費支給する。

第15条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第16条 本会の規約を改正、変更するときは総会により、出席者の 3 分の 2 以上の賛意を要する。

#### 付 則

本会の規約は昭和 55 年 7 月 4 日より施行する。

本会の規約は昭和 56 年 5 月 8 日より施行する。

本会の規約は昭和 57 年 4 月 16 日より施行する。

本会の規約は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

本会の規約は平成 5 年 4 月 28 日より施行する。

本会の規約は平成 26 年 5 月 2 日より施行する。